

提案・要望項目



新型コロナウイルス感染症対策項目

- Ⅰ. 地方自治体の取組みに対する財政支援の充実
- Ⅱ. 感染拡大防止策の強化
- Ⅲ. 市民生活を守るための取組みの推進
- Ⅳ. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実

重点項目

- Ⅰ. 地方創生・人口減少社会への対応
- Ⅱ. 陸海空の広域交通結節機能の強化 4
- Ⅲ. 都心・三宮再整備の推進 8
- Ⅳ. 神戸医療産業都市の推進
- Ⅴ. 神戸観光の推進
- Ⅵ. まちの活力の創出
- Ⅶ. 安全・安心なまちづくりの推進 12
- Ⅷ. 子育て・教育環境の充実
- Ⅸ. 保健・福祉・医療の充実
- Ⅹ. 真の分権型社会の実現

その他項目

- Ⅰ. まちの活力の創出 19
- Ⅱ. 安全・安心なまちづくりの推進 22
- Ⅲ. 子育て・教育環境の充実
- Ⅳ. 保健・福祉・医療の充実
- Ⅴ. 真の分権型社会の実現

重点項目

国家予算に対する提案・要望
令和3年度 神戸市

II. 陸海空の広域交通結節機能の強化

II-1. 広域幹線道路ネットワークの機能強化

»総務省、財務省、国土交通省

【提案・要望の背景】

- 我が国の成長エンジンとして関西が発展し続けるためには、大阪湾ベイエリアから内陸部にかけて広がる次世代産業の企業集積や、国策で進める国際コンテナ戦略港湾・阪神港の機能強化、一体運営が行われている関西3空港のさらなる連携強化が求められている。
- そのためには、大きなストック効果の発現が期待できる広域幹線道路ネットワーク及びそれを補完する都市内幹線道路ネットワークを早期構築し、その機能を最大限に発揮することが重要である。

1) 大阪湾岸道路西伸部の事業促進

○ 早期供用に向けた事業費の確保

- 陸上部においては、六甲アイランドで橋梁下部工事、駒栄地区で開削トンネル工事が実施されている。
- 海上部においては、長大橋の橋梁形式・基本構造形式が決定され、基本構造における詳細検討が実施されている。
 - ・概ね10年での供用に向けた十分な事業費の確保

○ 事業実施における沿道地域や港湾活動等への配慮

- 大阪湾岸道路西伸部の整備に伴う沿道地域への影響が懸念される。
 - ・沿道地域の方々に対する丁寧な対応
 - ・海上部での航行の安全確保など、港湾活動等への配慮
-

○ 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出及び地域活性化に資する関連事業の実施

- 令和元年12月に大阪湾岸道路西伸部技術検討委員会において海上長大橋の橋梁形式が選定され、中間とりまとめIIが公表されている。
- 大阪湾岸道路西伸部の整備にあわせ、市は沿道地域の活性化に資する取組みとしてポートアイランドにおいて地域の賑わい創出のための地域活性化拠点の整備を検討している。
 - ・海上長大橋を新たなランドマークとした、神戸さらには関西を代表とするような景観検討の継続
 - ・「震災資料保管庫の移転・常時公開」、「海上長大橋主塔登頂体験ツアー」、「展望施設整備への協力」等、地域活性化に資する関連事業の市との協調による実施

(参考)

- ・震災資料保管庫の移転・常時公開：阪神高速道路の「震災資料保管庫」（深江浜）の移転・常設公開
- ・海上長大橋主塔登頂体験ツアー：海外観光客に好評の明石海峡大橋で実施されている「登頂体験ツアー」と同様の取組み
- ・展望施設整備への協力：県市が計画し、阪神高速で委託検討している本体添架形式の展望施設整備への協力

○ 整備加速に向けた財政投融資の活用及び直轄高規格幹線道路並みの地方財政措置導入

- 成長力を強化する物流ネットワーク強化等のための高速道路の整備に、財政投融資が活用されている。（新名神高速道路の6車線化及び暫定2車線区間の機能強化など）
- 大阪湾岸道路西伸部は、高規格幹線道路である名神高速道路と神戸淡路鳴門自動車道を結ぶネットワークを形成し、国土の骨格をなす重要な路線である。
 - ・大阪湾岸道路西伸部への財政投融資の活用
 - ・直轄負担金の起債に対する直轄高規格幹線道路並みの交付税措置（通常20%⇒45%）

2) 神戸西バイパスの事業促進

○ 自動車専用部及び一般道路部の早期・同時供用に向けた事業費の確保

- 慢性的に渋滞が発生している国道2号や第二神明道路の交通を分散し、神戸西部地域の道路ネットワークの強化を図るため、西日本高速道路株式会社により平成30年3月に自動車専用部に有料道路事業が導入され、令和2年2月に工事着手している。
 - ・自動車専用部と共に一般道路部の早期供用を実現するための確実な事業費の確保

3) 都市活動を支える幹線道路の事業促進

○ 国道175号（神出バイパス）の早期供用に向けた事業費の確保

- 国道175号は明石～舞鶴方面を南北に結ぶ主要幹線道路であり、市域内の国道175号（神出バイパス）は延長5.7kmのうち4.2kmが暫定2車線供用、0.6kmが未整備のため、交通容量超過による慢性的な交通混雑が発生している。
 - ・暫定2車線及び未整備区間の早期供用に向けた事業費の確保

II. 陸海空の広域交通結節機能の強化

○ 新神戸トンネル南伸部の具体化に向けた支援

- 大阪湾岸道路～北神戸線を南北に連絡する神戸中央線及び神戸中央線南伸部のうち、国道2号～港島トンネル（新神戸トンネル南伸部）の約1kmがミッシングリンクとなっている。
 - ・新神戸トンネル南伸部について、近畿地区幹線道路協議会の課題別会議でのテーマ設定など、国・県を含む関係機関との事業具体化に向けた議論の開始

○ 都市内幹線道路の整備に必要な事業費の確保（国道428号（箕谷北）の整備等）

- 道路事業や街路事業による道路改築については1箇所ごとの事業延長が長いため、事業期間が長く多額の事業費を要するが、地方創生や防災等の観点から、さらに整備を推進し早期に都市内幹線道路のネットワークを構築する必要がある。
- 道路事業の国道428号（箕谷北）は令和2年度に空港・港湾等アクセス道路整備補助制度において採択され、事業推進を図っている。その他道路事業及び街路事業の垂水妙法寺線等は防災・安全交付金により、事業推進を図っている。
 - ・着実に事業を推進するための継続的な事業費の確保

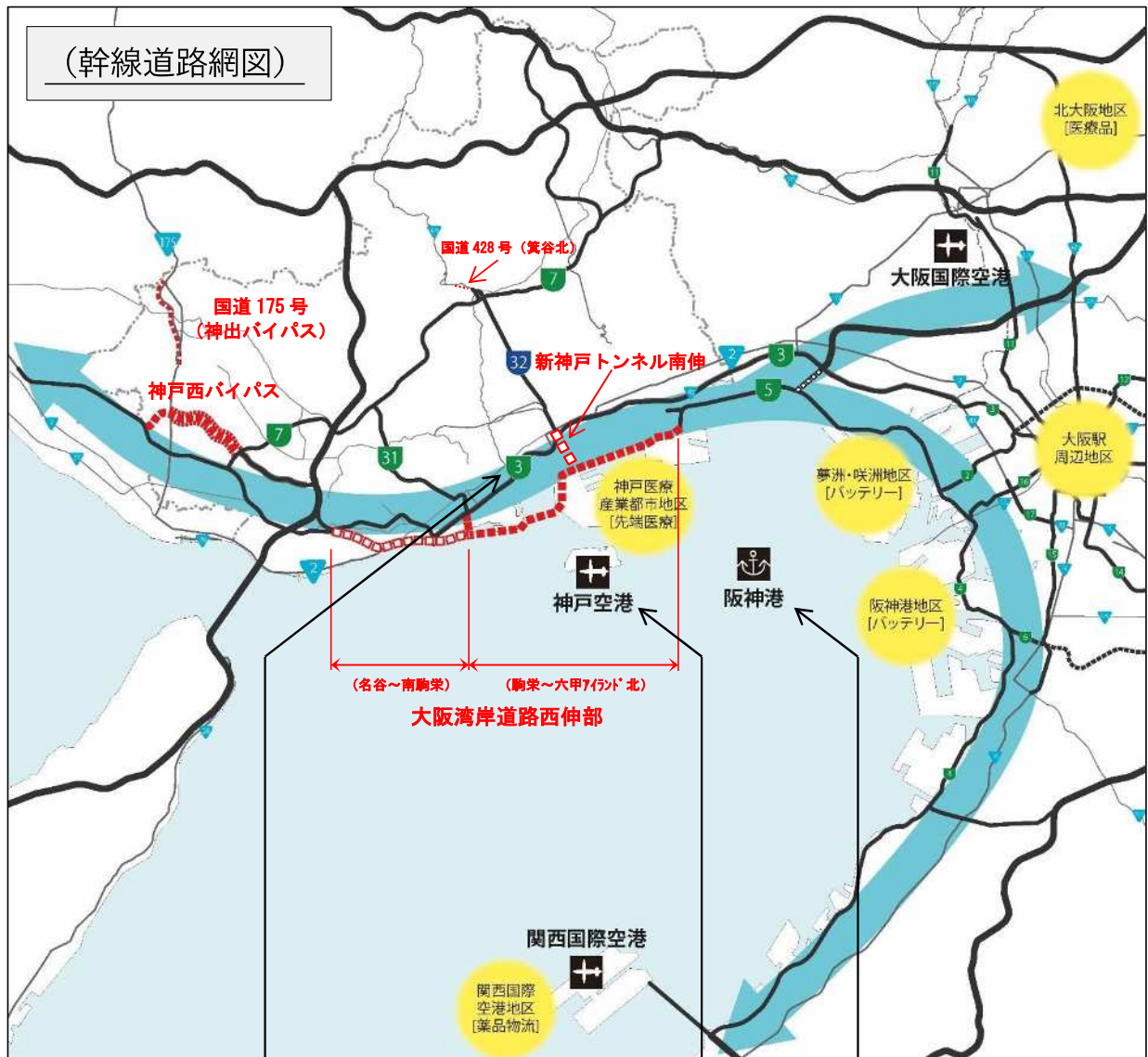
（参考）市事業費

	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
道路事業	562百万円	1,162百万円	11,348百万円
街路事業	1,497百万円	1,946百万円	12,048百万円
合計	2,059百万円	3,108百万円	23,396百万円

4) 高速道路を賢く使うための料金体系の実現

○ 幹線道路沿道の環境改善、都心迂回促進等に資する戦略的な料金の導入

- 近畿圏の高速道路料金については、平成28年度に「高速道路を賢く使うための戦略的な料金」の方針が示され、平成29年6月には神戸都心部及び大阪都心部において「ルートに関わらない同一料金」とする都心流入割引が導入された。将来的には、ミッシングリンクの整備に伴い、さらなる戦略的料金が導入される方針となっている。
 - ・大阪湾岸道路西伸部などのミッシングリンクの整備の進展に併せて、都心を通過する交通についても「ルートに関わらない同一料金」の対象とするなど、「高速道路を賢く使うための料金」の実現



阪神高速3号神戸線



神戸空港



国際コンテナ戦略港湾

凡例	
	事業中
	計画中・構想中
	関西イノベーション国際戦略総合特区

- 1) ~ 4) 建設局 湾岸・広域幹線道路本部 推進課長 武田 史郎 078-595-6440
 3) 建設局 道路計画課長 加古 裕二郎 078-595-6410
 建設局 道路工務課長 瀬川 典康 078-595-6420
 建設局 街路担当課長 松崎 吉希 078-595-6421

III-1. 都心・三宮再整備の推進

»内閣府、法務省、財務省、国土交通省

【提案・要望の背景】

- 神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕と三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、都心・三宮の再整備を推進しており、神戸の山や海が近いという地理的条件や美しい街並みなどの資源を活かしながら、「人が主役のまち」「居心地の良いまち」を目指している。
- 従来からの課題である三宮駅周辺の交通結節機能を向上させるため、西日本最大級となる新たな中・長距離バスターミナルの整備を含む雲井通5・6丁目地区の再整備に取り組んでいる。
- また、三宮にある6つの駅と周辺のまちが一体的につながる「えき≈まち空間」及び、駅前の幹線道路を人中心の広場的空間へ転換する三宮クロススクエアの整備など「ウォークアブル推進都市」としての取組みを進めている。
- ハーバーランドから新港突堤西地区にいたる神戸の都心・ウォーターフロントエリアにおいても、「『港都 神戸』グランドデザイン」や「神戸港将来構想」に掲げる「世界から人を惹きつける神戸のウォーターフロント」の実現に向け、順次、再開発を進めている。
- 神戸の玄関口にふさわしい、魅力的で風格ある都市空間の実現に向け、民間投資を誘発し、さらなるスピード感を持って事業を推進するため、国の一層の財政支援や規制緩和等が必要である。

1) 三宮周辺地区の再整備にかかる支援

○ 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業の促進

- 新たなバスターミナルの整備については、国土交通省と本市で令和2年3月に「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」をとりまとめ、4月には新たなバスターミナル（1期）と周辺道路空間を再編する「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業」が事業化された。
 - ・官民が連携し遅滞なく事業を進めていくための事業費の確保

○ 雲井通5・6丁目地区市街地再開発事業等の事業化推進にかかる財政支援

- 雲井通5・6丁目地区では、平成30年に1期施行主体となる雲井通5丁目再開発株式会社が設立され、事業化を進めてきており、令和2年3月には都市計画決定をし、令和8年度頃の完成に向けた具体的な検討を進めているところである。
 - ・事業を遅滞なく安定的に進めていくための財政支援

○ 「えき～まち空間」の実現に向けた支援

- 平成 30 年に策定した神戸三宮「えき～まち空間」基本計画に基づき、官民が連携しながら、駅前広場やデッキ等の「公共施設」や周辺の民間施設の「公共的な空間」を一体的な空間として整備していく。
- 「えき～まち空間」の核となる三宮クロススクエアの実現に向けては、都心の通過交通の円滑な処理等を行いながら、交通状況を見据えた段階的な整備を進めることとしている。
 - ・官民が連携し遅滞なく事業を進めていくための財政支援
 - ・三宮クロススクエアの整備にかかる財政支援
 - ・国道 2 号の交差点改良（春日野・東川崎交差点）による道路の交通処理機能強化への協力

○ 市街地再開発事業の施行要件や区分所有者の合意要件の緩和

- 三宮駅周辺地区では、市街地再開発事業や区分所有法に基づく建替事業等の実施が想定されるが、現行の施行要件が支障となり、円滑かつ早急に事業が実施できない可能性がある。
 - ・市街地再開発事業の施行要件の緩和（耐火建築面積が区域内建築物面積合計の 1/3 以下）
 - ・再々開発に対する市街地再開発事業の施行要件（十分な公共施設がない、土地細分化・土地利用が著しく不健全）の柔軟な適用
 - ・区分所有法に基づく建替決議要件の緩和（現行：区分所有者の 4/5 以上→要望：2/3 以上の合意へ）

○ 都心内における魅力ある道路空間再整備のための事業費の確保

- 都心の道路空間については、道路を都市の貴重な公共空間としてとらえ、「みちづくり計画」に基づき再整備を進めている。市民ニーズや地域課題に対応するために、道路の利用環境や周辺の土地利用状況を十分に分析した上で、ウォークラブルな人中心の空間への再整備や、それに伴う都心の外周道路のアクセス強化を行うことで、道路から「暮らしの豊かさ」を感じられる公共空間の整備を目指し取り組んでいる。

（参考）「都市構造再編集中支援事業」（道路事業抜粋）

（主な道路事業）税関前歩道橋のリニューアル、三宮中央通り地下通路のリノベーション、生田川右岸線の機能強化 等
（令和 3 年度事業費）13.4 億円程度

○ 都市再生緊急整備地域の拡大に向けた支援

- 神戸三宮駅周辺・臨海地域（三宮駅周辺及びウォーターフロントに至るまでの地域）は、平成 14 年 10 月に都市再生緊急整備地域の指定（平成 25 年 7 月に地域拡大）、平成 28 年 10 月に駅周辺の一部地域が特定都市再生緊急整備地域に指定されている。今後、県庁舎等再整備やウォーターフロントエリアの開発などが計画されている中、より一層の民間投資の喚起や、都市再生の質の向上を図る必要があるため、都市再生緊急整備地域の拡大を目指している。
 - ・都市再生緊急整備地域の拡大に向けた円滑な手続きの実施等の支援

○ 東遊園地の再整備にかかる財政支援

- 東遊園地は、都心・三宮の再整備において都心の回遊性や賑わい創出の拠点として位置づけられている。
- これまでイベントの開催時以外は利用者が少なく、日常的な賑わいの創出が課題となっている。
 - ・都市の魅力を向上させ、神戸のシンボルとなる公園として再整備を進めるための財政支援

III. 都心・三宮再整備の推進

2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援

○ 神戸第2 地方合同庁舎別館の早期解体による眺望景観向上への協力

- 平成23年3月に公表した「港都 神戸」グランドデザインにおいて、波止場町1番地は、眺望や歩行者動線の連続性などに配慮した賑わいや憩いの空間（オープンスペース）を創出することとしている。現在使用されていない神戸第2 地方合同庁舎別館の解体により、都心（旧居留地）から海への眺望が可能となる新たなオープンスペースが生まれる。
 - ・神戸第2 地方合同庁舎別館の早期解体

○ ウォーターフロント地区再開発に向けた国有地の柔軟な管理処分

- 「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針」において、「有用性が高く希少な国有地については、国が所有権を留保し、活用を図り、その活用には定期借地権による貸付けを前提として対応する」との方針が出されている。一方で、新港突堤西地区などの国有地は市が一定の埋立負担を有する土地であり、これまでどおり市が自主性・主体性を持ってウォーターフロント再開発に取り組む必要がある。
 - ・市への土地譲渡を前提とした柔軟な管理処分

○ 民間投資誘発に向けた官民連携支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による民間投資意欲の減退が懸念される。
 - ・都市開発に対する民間投資意欲を誘発するため、旧民活法のようにまちの賑わい・活性化に資する各種施設に対する支援制度の創設
 - ・非常事態を踏まえた民活補助率（5%を阪神・淡路大震災以降は10%に引上げ）の特例措置

(イメージ図)



III. 都心・三宮再整備の推進

A. 神戸三宮駅交通ターミナル整備事業



エリア		R2 2020	R3 2021	R4~7 2022~25	R8~ 2026~
三宮	① バスターミナルⅠ期	手続き等	→	工事着手	完成
	② バスターミナルⅡ期	検討	→	→	工事着手

B. 三宮駅周辺エリアの再整備



エリア		R2 2020	R3 2021	R4~7 2022~25
三宮	③ 三宮クロススクエア (東側)	設計 都市計画 手続き	→	設計・工事
	④ JR新駅ビル JR三ノ宮南側駅前広場	設計 都市計画 手続き	→	設計・工事
	⑤ 神戸阪急ビル サンキタ通り さんきたアモーレ広場	工事	完成	
	⑥ エスカレーター設置	工事	完成	

C. 行政施設の再整備

区分		R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5~6 2023~24	R7~ 2025~
行政施設	⑦ 本庁舎2号館	事業者 選定	→	設計 ・工事へ	→	完成
	⑧ 新中央区総合庁舎	設計・工事へ	→	完成		

D. 回遊性向上

区分		R2 2020	R3 2021	R4~5 2022~23
回遊性向上の エリア間の	⑨ 東遊園地	設計・ 工事へ	→	一部 完成 完成 予定
	⑩ 税関前歩道橋	設計・工事へ	→	完成

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1) 建設局 道路計画課長 加古 裕二郎 | 078-595-6413 |
| 建設局 道路工務課長 瀬川 典康 | 078-595-6420 |
| 建設局 公園部 整備課長 重藤 洋一 | 078-595-6470 |
| 都市局 都心再整備本部 都心三宮再整備課長 清水 陽 | 078-984-0303 |
| 2) 企画調整局 未来都市政策課長 樋野 創 | 078-322-6339 |
| 港湾局 ウォーターフロント計画課長 白波瀬 浩司 | 078-595-6305 |

VII. 安全・安心なまちづくりの推進

VII-1. 国土強靱化による安全・安心の確保

»総務省、財務省、文部科学省、国土交通省

【提案・要望の背景】

- 近年激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、防災・減災、国土強靱化は、喫緊の課題となっている。
- 国が示した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に本市として積極的に取り組んでおり、令和2年度の完了を目指している。
- また、阪神・淡路大震災の経験を礎に、今後発生が予想される南海トラフ地震や局地的豪雨による土砂災害等の減災対策に取り組み、安全な都市基盤の構築を目指している。
- 市民の生命・財産を守るためには、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」完了後も引き続き、防災・減災、国土強靱化に向けた事業に積極的に取り組み、国・地方がより一層、相互に密接な連携を図り、災害に強いまちづくりを推進していく必要がある。

1) 防災・減災、国土強靱化の推進

- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に引き続き実施する対策の事業費の確保と財政支援の拡充

- 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策においては、平成30年度に実施した重要インフラの緊急点検等の結果を踏まえ、平成30年度から令和2年度までの期間に対策を実施する事業が対象となっている。
 - ・令和3年度以降に対策を実施する事業への支援策の創設及び事業費の確保といった財政支援の拡充

VII. 安全・安心なまちづくりの推進

(参考)

【防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（期間：平成30年度～令和2年度）】

(道路)

対策実施事業	法面对策	橋梁の耐震化	無電柱化
対策箇所数	1箇所	5箇所	21箇所
事業費 (国費)	1,347百万円 (741百万円)	514百万円 (283百万円)	2,759百万円 (1,518百万円)

(下水道)

対策実施事業	地震対策	浸水対策
対策箇所	管渠：10.8km、処理場：2箇所、 耐震診断：7箇所	今津1号雨水幹線築造工事（西河原地区）、 魚崎ポンプ場、内水ハザードマップ更新、他
事業費 (国費)	7,875百万円 (1,638.1百万円)	2,982百万円 (671.7百万円)

(教育)

対策実施事業	学校施設の改修
対策箇所	市立学校園（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）
事業費 (国費)	23,337百万円 (2,757百万円)

(参考)

【防災・減災、国土強靱化のための今後の事業費の見通し（期間：令和3年度～令和12年度）】

(道路)

対策実施事業	法面对策・橋梁の耐震化・無電柱化
概算事業費	28,340百万円

(下水道)

対策実施事業	地震対策・老朽化対策	浸水対策
概算事業費	162,687百万円	32,167百万円

(教育)

対策実施事業	学校施設の改修
概算事業費	168,318百万円

○ 緊急防災・減災事業債等の恒久化

- 緊急防災・減災事業債は、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業が対象とされている。制度創設当初は平成28年度までの時限措置とされていたが、東日本大震災にかかる復興・創生期間である令和2年度まで延長された。
- 防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下、「3か年緊急対策」）に基づく国直轄・補助事業による防災インフラ整備の地方負担に対する地方財政措置として創設され、事業期間は令和2年度までとなっている。
- 緊急自然災害防止対策事業債は、3か年緊急対策と連携しつつ地方単独事業として実施する防災インフラ整備を推進するために創設され、事業期間は令和2年度までとなっている。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による工期の見直しなどの現状を踏まえ、令和3年度以降に対策を実施する事業についても対象となるよう、各地方債の恒久化、もしくは事業期間の延長

VII. 安全・安心なまちづくりの推進

(参考)

<緊急防災・減災事業債（期間：平成 23 年度～令和 2 年度）>

対象となる地方単独事業について、100%起債が可能であり、元利償還金の 70%が地方交付税措置される。

<防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債（期間：令和元年～令和 2 年度）>

「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく補助事業にかかる地方負担額及び国の直轄事業にかかる負担金に対して、100%起債が可能であり、元利償還金の 50%が地方交付税措置される。

<緊急自然災害防止対策事業債（期間：令和元年度～令和 2 年度）>

対象となる地方単独事業について、100%起債が可能であり、元利償還金の 70%が地方交付税措置される。

2) 港湾等の臨海部における防災対策の推進

○ 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化・耐震対策にかかる事業費の確保

- 神戸港の海岸保全施設は、昭和 40 年代から高潮対策の一環として整備が進められてきたが、既に供用開始から 50 年以上が経過しており、高潮及び津波から背後地の被災を防ぐために、施設の強度確保を前提とした延命化が必要となっている。
 - ・対波性能を維持するために必要な防潮胸壁の矢板基礎等の改修費用、防潮胸壁の目地等からの浸水防止対策費用、不要となっている陸間の胸壁化に資する費用の確保
 - ・交付金事業にて対応が困難な小規模改修について継続的な対応を行うための公共施設等適正管理推進事業債の恒久化

○ ポンプ場の大規模更新を着実に進めるための事業費の確保

- 供用から既に 40 年以上が経過しているポンプ場は、施設の老朽化にともなう排水能力の低下が進んでいる。ポンプ場内の各設備は現在生産停止となっているものが多く、一度故障すると背後地の浸水被害が発生してしまう状況にある。さらに、ポンプ場内の各設備は機能が連動している一体不可分なものであるため、多大な事業費が必要となる。
 - ・ポンプ場の排水能力を確保するために必要なポンプ・原動機・減速機・発電機、その他周辺設備の更新にかかる事業費の確保

3) 土砂災害・水害対策にかかる事業費の確保及び財政支援の充実

○ 直轄砂防事業（砂防施設整備、六甲山系グリーンベルト整備）の着実な推進

- 六甲山系山麓部に広がる神戸・阪神地域は、主要交通網や重要施設が集中する日本社会・経済にとって極めて重要な地域であるが、近年、集中豪雨等に伴う土砂災害が頻発しており、六甲山系における減災対策が喫緊の課題となっている。
 - ・砂防施設整備や六甲山系グリーンベルト整備事業など、直轄砂防事業のより一層の推進

○ 土砂災害特別警戒区域における移転支援事業の制度拡充

- がけ地近接等危険住宅移転事業は、移転先住宅の建設購入費に関する助成であるが、資金を金融機関等から借入れた場合に限られた制度であるため、助成対象者が限定され、制度利用を検討する方にとって分かりにくく、全国的な適用実績も少ない。
 - ・助成対象を広げるため、移転に要する費用の借入の有無によらない助成
 - ・移転跡地を防災上、公的に管理できるような制度設計と、これに併せた財政支援

○ 河川治水対策の推進にかかる事業費の確保

- 都市基盤河川改修事業で事業中の河川では、近年、氾濫危険水位を超える状況が増加傾向にあり、治水安全度の早期向上が喫緊の課題となっている。
- 現在事業中の3河川は国の重点配分に該当していないため、平成26年度以降は、十分な事業費の確保ができていない状況であり、そのため、関連する街路事業の進捗に影響を及ぼす恐れもある。
 - ・着実に事業を進めるための事業費の確保

4) 災害時における道路ネットワークの機能強化

○ 無電柱化推進計画において着手した事業における完了までの継続的な事業費の確保

- 無電柱化推進計画において、令和2年度までに工事着手した事業は完了までに多くの事業費が必要となる。

(参考)

【無電柱化事業の実施状況と令和3年度予定】

対策実施事業	無電柱化推進計画支援補助制度	
	令和2年度	令和3年度
年度		
対策箇所数	3箇所	8箇所
事業費 (国費)	418百万円 (230百万円)	1,375百万円 (756百万円)

○ 道路防災対策における事業費の確保と財政支援の拡充

- 道路防災対策事業において、土砂災害対策道路整備補助制度にて要望している。また、地方単独事業は、「緊急自然災害防止対策事業債」を活用しており、事業期間が令和2年度までとなっている。
 - ・補助事業、交付金事業における事業費の確保及び地方債期間の延長またはこれに代わる支援の創設

(参考)

【道路防災対策事業の実施状況と令和3年度予定】

対策実施事業	土砂災害対策道路整備補助制度		地方単独事業 (緊急自然災害防止対策事業債)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
年度				
対策箇所数	7箇所	7箇所	29箇所	25箇所
事業費 (国費)	119百万円 (65百万円)	335百万円 (184百万円)	1,248百万円	2,194百万円

VII. 安全・安心なまちづくりの推進

○ 橋梁の耐震化における事業費の確保と財政支援の拡充

- 橋梁耐震化事業においては、個別施設計画に基づき緊急輸送道路にかかる橋長 15m 以上の橋梁の耐震補強を実施しているが、事業完了までには、多くの事業費が必要となる。また、地方単独事業は、「緊急防災・減災事業債」を活用しており、事業期間が令和 2 年度までとなっている。
 - ・補助事業、交付金事業における事業費の確保及び地方債期間の延長またはこれに代わる支援の創設

(参考)

【橋梁耐震化事業の実施状況と令和 3 年度予定】

対策実施事業	地方単独事業 (緊急防災・減災事業債)	
	令和 2 年度	令和 3 年度
対策箇所数	8 箇所	5 箇所
事業費	375 百万円	500 百万円

○ 災害時の交通マネジメントによる有料道路への弾力的な料金の導入

- 平成 30 年 7 月豪雨により市内の主要幹線道路が被災し、通行止めや片側通行規制等により周辺道路で渋滞が発生し、市民生活や経済活動に大きく影響が生じた。
 - ・被災した一般道路が復旧するまでの間、渋滞している区間と並行する高速道路の代替区間のみ利用する車に限り、通行料金を低減する制度の導入

5) 東播海岸保全施設整備の早期完了に向けた着実な推進

○ 直轄海岸保全施設整備事業（塩屋東地区、狩口地区）の着実な推進

- 市内においては、塩屋東地区、狩口地区における海岸保全施設が未整備である。その背後には、六甲山地が海岸に迫り、わずかな低地部に国道 2 号や JR 山陽本線、山陽電鉄などの主要交通が集中している。そのため、台風等に伴う越波により、鉄道の運行停止が発生している。
 - ・地域の道路・鉄道の重要路線の安全を確保するため、保全施設の早期整備

6) 下水道施設の強靱化に必要な事業費の確保及び財政支援の継続

○ 浸水対策にかかる事業費の確保

- 豪雨等による浸水被害は市民生活及び経済活動に大きな打撃を与えることから、本市では浸水常襲地区を重点地区と定め、整備を推進している。
- しかし、平成 30 年の台風第 21 号では、高潮の影響を受けた市街地沿岸部での浸水被害や、既設の雨水圧力幹線からの溢水被害など、浸水対策上の新たな課題が生じた。
 - ・これまでの浸水対策にかかる事業費に加え、神戸駅周辺地区におけるポンプ場や、雨水幹線の整備及び既設雨水圧力幹線の構造強化等、新たな対策に必要な事業費の確保

【参考】

- ・平成 30 年の台風第 21 号では、神戸市中央区東川崎町を含む神戸駅周辺地区において、床上浸水 13 件・床下浸水 24 件、国道 2 号の通行止めの被害が発生した。
- ・新たなポンプ場や雨水管渠等の建設事業について、民間活力導入によるコスト削減に努めているものの、概算事業費は 80 億円を見込んでいる。

○ 耐震化にかかる事業費の確保

- 災害時における下水道の最低限の機能確保のため、処理場やポンプ場の耐震診断を進めるとともに、優先順位を定めて下水道施設の耐震化を進めている。
- 西部処理場やポートアイランド処理場については、老朽化した施設を全面的に改築することで耐震性を確保することとしており、施設の老朽化対策も含めた総合的な対策として事業を進めているところである。これらの大規模事業については、長期の事業期間と多大な事業費を要する。
- 下水道管渠の耐震化については、災害拠点となる病院や避難所などの重要施設の機能確保、緊急輸送路の通行阻害の防止を図るため、優先的に対策を行う箇所を定め、重要な幹線等から耐震化を進めているが、管渠全体では約 3,000km の未耐震化延長を抱えており、さらなる対策の推進が不可欠である。

(参考)

【令和 3 年度の主要事業】

西部処理場北系水処理施設築造工事、ポートアイランド処理場改築更新事業

【管渠の耐震化状況（令和元年度末見込み）】

汚水・合流：延長 4,157km のうち、1,816km (44%)
 雨水：延長 788km のうち、107km (14%)

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 1) 行財政局 資金・制度担当課長 赤枝 利紀 | 078-322-5133 |
| 建設局 道路工務課長 瀬川 典康 | 078-595-6426 |
| 建設局 河川課長 三木 敦史 | 078-595-6370 |
| 建設局 下水道部 計画課長 脇本 英伸 | 078-806-8904 |
| 教育委員会事務局 学校支援部 学校環境整備課長 澁谷 修平 | 078-984-0684 |
| 2) 港湾局 港湾計画課長 松木 隆一 | 078-595-6297 |
| 港湾局 海岸防災課長 塩見 勝宏 | 078-595-6321 |
| 3) 建設局 防災課長 奥野 潔 | 078-595-6350 |
| 建設局 河川課長 三木 敦史 | 078-595-6370 |
| 建設局 六甲山防災担当課長 伊賀 元泰 | 078-595-6351 |
| 4) 建設局 道路工務課長 瀬川 典康 | 078-595-6426 |
| 建設局 道路計画課長 加古 裕二郎 | 078-595-6410 |
| 5) 建設局 防災課長 奥野 潔 | 078-595-6350 |
| 建設局 六甲山防災担当課長 伊賀 元泰 | 078-595-6351 |
| 6) 建設局 下水道部 計画課長 脇本 英伸 | 078-806-8904 |

その他項目

国家予算に対する提案・要望
令和3年度 神戸市

1. まちの活力の創出

»内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 公共交通機関の利用促進等の充実

○ 地方鉄道施設の維持充実にを図るための事業費の確保

- 鉄道軌道の施設の維持・更新に関して、資金力等に一定の限界がある中小鉄道事業者等は、進展しつつある老朽化の対策を講じることが困難な状況にある。
- ・鉄道施設の安全確保と地方鉄道路線の経営の安定化を図るため、現行の国の補助制度である「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の事業費の確保（補助対象事業者は神戸電鉄）

○ 地域コミュニティ交通の推進に対する補助制度の充実

- 高齢化の進展に伴い、地域コミュニティ交通の重要性は増しており、本市においても積極的に支援を行っているところがあるが、地域の実情にあわせた地域コミュニティ交通の継続的な運行に対して、より一層の支援が必要であり、そのためには、現行の「地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）」における補助制度の充実が必要である。
- ・交通不便地域の緩和
- ・車両購入・更新補助の緩和

2) 道路整備の推進

○ 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）における関連道路整備に向けた継続的な事業費の確保

- 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）は、令和元年度に鉄道高架切替えが完了したため、令和2年度以降、仮線施設の撤去が完了した区間より順次、関連道路整備を行う。
- ・踏切の除却に加え、歩行者の安全確保や地域の一体化などの連続立体交差事業のストック効果を最大限発揮させるため、関連道路整備に向けた計画的かつ集中的な事業費の確保

3) 公園整備の推進

○ 都市公園リノベーション推進のための事業費の確保と補助要件の緩和

- 社会情勢の変化による子育て支援や高齢社会に対応した公園の整備や適正化が課題となるとともに、公園施設の老朽化に直面しており、都市公園のリノベーションが必要となっている。
- 都市公園リノベーションの推進にあたっては、事業費の確保や補助要件等が課題となっている。
- 都市公園安全・安心対策支援事業のバリアフリー化の支援にかかる補助が令和2年度末で終了予定となっている。
- ・子育て支援や高齢社会に対応した都市公園ストックの再編事業費の確保
- ・長寿命化対策支援事業において、面積要件（遊戯施設は除く）により約90%以上の公園が交付対象外となっているため、補助要件の緩和
- ・都市公園安全・安心対策支援事業のバリアフリー化の支援事業の期間延長

○ 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進

- 国営明石海峡公園（神戸地区）は平成 28 年度に第 1 期開園し、神戸地区の全体面積約 234 haのうち、約 46 haが供用されている。国営明石海峡公園の神戸地区の整備は、隣接する総合福祉ゾーン「しあわせの村」と合わせて、経済・文化・教育・産業等各方面にわたる広範な波及効果が期待されている。
 - ・残りの区域についても早期に供用が開始できるよう整備の推進

4) 市街地整備の推進

○ 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業にかかる事業費の確保

- 阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けた新長田駅南地区の震災復興市街地再開発事業では、最後の残 3 工区において特定建築者制度を活用した事業の推進を図っている。
 - ・特定建築者に対する共同施設整備費補助等、必要となる事業費の確保

○ 密集市街地における住環境整備費等の事業費の確保及び補助制度の拡充

- 本市では、平成 23 年 3 月に「密集市街地再生方針」を策定し、令和 7 年度までの密集市街地の解消を目指し防災まちづくりに取り組んでおり、一定の成果（現在の密集市街地の面積は 199 haであり、「密集市街地再生方針」策定時より概ね 1 割が解消）はあがっているが、目標達成のためには事業費の確保や補助制度を拡充するとともに、さらなる新たな取組みに対する制度を創設する必要がある。
 - ・老朽建築物等除却にかかる補助率の緩和（1/3→2/5）
 - ・防災街区整備事業における個別利用区内の宅地の面積要件緩和（100 m²以上→60 m²以上）

○ 民間市街地再開発事業等にかかる事業費の確保

- 耐震性不足や老朽化が進む地区（北鈴蘭台駅前・垂水中央東・湊川公園北・岡本 1 丁目）について、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を実施し、良好な住環境の形成や地域活性化を図る。
 - ・再開発会社や市街地再開発組合等に対する共同施設整備費補助等、必要となる事業費の確保

5) 計画的開発団地のリノベーション

○ 民間活力を導入した市営住宅の建替事業にかかる事業費の確保

- 老朽化した大規模市営住宅団地では、まちづくりの観点から当該住宅の建替えとあわせて余剰地の活用を行い、地域に不足している利便施設や生活支援施設を一体的に整備し、居住機能の再生を図る必要がある。本市では桜の宮住宅と東多聞台住宅において、事業期間の短縮やコスト縮減を図るため、地域居住再生推進事業により民間活力を導入した PFI 事業として事業の推進に取り組んでいる。
 - ・PFI 事業による大規模市営住宅の円滑な建替えのための安定的かつ継続的な財政支援

9) 須磨海岸エリアの整備の促進

○ みなとオアシスの指定を受けた須磨海岸の再整備を促進するための事業費の確保

- 阪神間随一の自然海岸である須磨海岸を核に、周辺施設と一体的な交流拠点エリアとして「みなとオアシス須磨」の指定を受けている。
- 須磨海浜水族園を含む海浜公園の再整備を契機として、周辺エリアの一体的な賑わいを創出するため、須磨海岸の再整備とあわせて須磨ヨットハーバーなど各施設間の回遊性の向上のための整備が必要となってくる。
 - ・ 須磨海浜水族園を含む海浜公園の再整備と歩調を合わせた、須磨海岸の再整備、須磨ヨットハーバーとの回遊性向上を実現するための事業費の確保

○ 須磨海浜水族園・海浜公園の再整備にかかる財政支援

- 海浜公園は、松林の景観、歴史的・文化的景勝の地であり、周辺住民の憩いの場となっている。一方で、年間 110 万人が来園する須磨海浜水族園があり、神戸の有数の観光スポットでもある。しかし、共に整備から数十年を経て老朽化が進んでおり、さらに多くの利用者ニーズに応えられる施設として Park-PFI を導入した再整備を予定している。
 - ・ 海浜公園の特定公園施設の整備にあたり、官民連携型にぎわい拠点創出事業による財政支援

10) 訪日外国人旅行者誘客の強化に向けた情報発信

○ 訪日外国人旅行者誘客のためのプロモーションに対する支援

- 観光地域づくり法人（DMO）や地方公共団体が連絡調整会議を経て実施する環境整備、情報発信・プロモーションなどの取組みに対する補助制度はあるが、単独の地域 DMO が実施する情報発信・プロモーションは対象外となっている。
 - ・ 地域の実情に応じた柔軟な運用が可能な制度への改善

○ 海外に向けた大規模国際スポーツイベントの国・地方が一体となった積極的な情報発信

- ゴールデン・スポーツイヤーズには海外からより多くの訪日外国人を呼び込むことが期待される。
 - ・ ワールドマスターズゲームズや世界パラ陸上競技選手権大会の開催に伴う、海外に向けた大会開催の積極的な情報発信及び訪日外国人旅行者をターゲットとした観光施策の実施

11) 訪日外国人旅行者の満足度向上に向けた取組みの推進

○ ナイトタイム等の活用による新たな観光コンテンツ開発の財政支援

- 訪日外国人の旅行消費額を増加させ、長期滞在に繋げるため、外国人観光客の確実な取込みと訪日予定者への動機づけに効果が見込まれるナイトタイムエコノミーを推進する必要がある。
 - ・ 観光地域づくり法人（DMO）を中心として既に実施している支援事業への補助や、年に複数回公募を実施するといった柔軟な運用が可能な制度への改善

II. 安全・安心なまちづくりの推進

»内閣官房、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

1) 防災体制の推進

○ 防災庁の創設及び神戸周辺への拠点設置

- 関西広域連合では平成 28 年 7 月に有識者からなる「我が国の防災・減災体制のあり方に関する懇話会」を設置し、防災庁に求められる機能や業務についての検討を行い、平成 29 年 7 月に報告書を取りまとめ、国への要望やシンポジウムの開催等を実施している。
- 報告書では、防災庁の創設と関西への拠点設置（東京も含めた複数拠点の設置）を提案しており、平時には防災に関する政策立案を行い、総合調整機能を担うとともに、首都直下型地震発生時には東京のバックアップ機能を担い、南海トラフ巨大地震発生時には現地対策機能を担うこととしている。
- また兵庫県においても、防災庁の創設と、人と防災未来センター等の防災関係機関が集積している神戸周辺への設置を国へ要望している。
 - ・ 南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの災害に備えるため、防災庁の創設及び神戸周辺への拠点設置

2) 被災者生活再建支援制度の充実

○ 対象となる自治体の世帯数要件の撤廃及び支援金支給対象の拡大

- 被災者生活再建支援法に基づく支援金支給制度は、同様の住宅被害でも属する自治体によっては対象外となり得ること、また大規模補修・解体を伴わない半壊や住宅以外の生活基盤被害については対象外であることから、被災者救済・迅速な生活再建に支障が出ている。
 - ・ 被災者生活再建支援制度について、被害規模要件の撤廃及び対象者の要件緩和

3) 社会インフラの強靱化による安全・安心の確保

○ 道路の長寿命化修繕計画に基づいて実施する事業費の確保

- 橋梁・トンネル・道路附属物等においては、個別施設計画に基づき令和 2 年度より創設された「道路メンテナンス事業補助制度」を活用している。
 - ・ 個別施設計画に基づき着実な修繕を実施するための継続的な事業費の確保
-

○ 河川施設の計画的な維持管理にかかる財政支援の拡充

- 平成 25 年の河川法改正により、1 年に 1 回以上の河川点検（法定点検）が義務付けられた。本市では、平成 26 年度より堤防河川約 5 km を毎年、平成 27 年度より河川背後に道路・人家等がある区間を重点化した掘込河川約 158 km を 5 年サイクルで点検している。また、点検結果に基づく長寿命化計画を策定し、公共施設等適正管理推進事業債を活用し予防保全的な補修を図っている。
- しかし、点検を実施した河川が多岐にわたり、補修箇所も多いことから、措置期間である令和 3 年度までに予防保全的な補修を完了させることは困難である。
- 現在、実施している河川管理施設の点検・補修を計画的に実施・継続して進めていく必要がある。
 - ・公共施設等適正管理推進事業債の措置期間の延長

○ 上水道・工業用水道施設・管路の計画的な老朽化対策にかかる財政支援の拡充

- 上水道事業は、市民生活及び都市の生産活動に不可欠な都市インフラだが、先の熊本地震などにおいて甚大な被害を受けており、水道施設の災害対策を推進していくことが急務となっている。また、高度経済成長期に布設された配水管の更新需要が今後急増する見込みであるため、より一層老朽管の更新に取り組んでいく必要がある。
- また、工業用水道施設についても供用開始が昭和 39 年と古く、特に大正から昭和初期に布設した上水道管を転用した基幹管路を中心に経年化が進んでいる状況である。
- 近年、節水型社会の進展や人口の減少などにより水需要が低迷し、給水収益が減少傾向にあるなか、より一層の更新・耐震化を図る必要がある。
 - ・生活基盤施設耐震化等交付金について、引き続き国において十分な財源の確保
 - ・工業用水道にかかる改築事業の補助率について、緊急更新・耐震化事業と同様の補助率（1/3）への引上げ
 - ・基幹水道施設の耐震化事業における水管橋（下部工含む）の耐震化事業への対象の拡大

○ 下水道管渠の老朽化対策にかかる財政支援の継続及び積算基準等の柔軟な運用

- 下水道管渠の老朽化による陥没、漏水等の事故や雨天時浸入水の増大が全国的に大きな問題となっている。本市の汚水管渠は、昭和 40 年代後半から急速に整備してきたもので、10 年後には布設から 50 年を経過するものの割合が半分以上となる。
- 雨水管渠も、石積みの水路を引継いだもの等、構造的に問題のあるものも多く、早急な対策が必要となっている。
- 急速に進む管渠の老朽化に対し、改築工事のペースを上げて対策を進めているところであるが、施工難易度が高い市街地での開削工事については請負業者から敬遠される傾向にあり、業者決定に時間を要する事態となっている。
 - ・公共性・公益性の極めて高い下水道施設の老朽化対策事業を着実に推進するため、改築・更新にかかる財政支援の継続
 - ・下水道の管渠工事の特殊性を踏まえた積算基準や入札・契約制度等の柔軟な運用

4) 「ユニバーサルデザイン」のまちづくりの推進

○ 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の達成に向けた鉄道駅のバリアフリー化にかかる事業費の確保

- 鉄道駅舎のバリアフリー化にかかる国からの補助の現状は、実質支給割合が 1/3 を下回り、3,000 人未満の駅等に対しては事実上補助が行われず、鉄道事業者への支援が不十分である。